

農口事件

日本酒の銘柄の「農口」（のぐち）は、著名な杜氏の農口尚彦氏との間で出所混同も品質誤認も生じないとして、商標法51条の審判請求を棄却した事例
知財高裁令二（行ケ）一〇〇五〇、濃口事件、令二・一二・二三判決
参照条文 商標法五一条一項

事案の概要

被告Yは、指定商品を第33類「日本酒、洋酒」等とする「農口」（標準文字）なる商標（本件商標）の商標権者であるところ、原告Xは、平成30年10月26日、特許庁に対し、本件商標の登録を取り消すことを求めて審判請求をした。Xが本件商標の取り消しを求める理由は、Yは本件商標を本件使用商標1及び本件使用商標2の態様で使用しており、Xが使用する「農口尚彦研究所」なる商標（引用商標）との関係で、故意に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものであるから、商標法51条1項に該当するというものである。特許庁は、これを取消2018-300815号として審理し、令和2年3月27日、「本件審判請求は成り立たない。」との審決（本件審決）をしたので、Xが本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

（本件商標・登録第5707382号）

商標権者 被告Y
商 標 農口（標準文字）
指定商品 第33類「日本酒、洋酒」等

（本件使用商標1）

使用者 被告Y

（本件使用商標2）

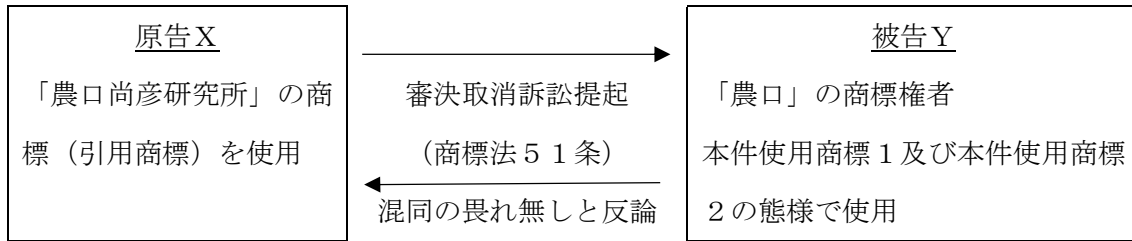
使用者 被告Y



(引用商標)

使用者 原告 X





判決の要旨

(3) 出所の混同について

原告は、引用商標は、周知又は著名な商標であり、本件使用商標1及び2は引用商標と類似の商標であって、被告が本件使用商標1及び2を本件商標の指定商品の「日本酒」に使用した場合、原告及び「農口尚彦研究所」と組織的又は経済的な関係を有する者の業務に係る商品と混同を生じさせるおそれがあるばかりでなく、現実原告及び「農口尚彦研究所」の業務に係る商品と混同を生じているから、被告による本件使用商標1及び2の使用は、商標法51条1項に該当し、これと異なる本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、引用商標は、本件審決時において、原告の業務に係る商品「日本酒」を表示するものとして、需要者の間で広く認識されていたものと認められないこと、本件使用商標1及び2と引用商標が類似するものと認められないことは、前記(1)及び(2)のとおりであるから、原告の上記主張は、その前提において、採用することができない。

2 品質の誤認についての判断の誤りについて

原告は、需要者は、本件使用商標1及び2を使用した被告の日本酒を原告の手による日本酒であるとの誤解の下で購入しており、商品の品質の誤認も生じているから、被告による本件使用商標1及び2の使用が、品質の誤認を生ずるものであり、これを否定した本件審決の判断は誤りである旨主張する。

そこで検討するに、商標法51条1項にいう「商品の品質」には、商品が日本酒（清酒）の場合、原料、製造方法等の違いによって分類される特定名称や特定の杜氏が関与して製造された商品であることを含むものと解される。

しかるところ、前記1(2)ア(ア)bのとおり、本件使用商標1及び2から、特定の観念を生じるものではなく、原告の観念を生じるものでもないから、本件使用商標1及び2を付した日本酒を原告が杜氏として製造した日本酒であるとの誤認を生じさせるものと認めることはできない。

もつとも、被告の日本酒の瓶に貼付されたラベルには、別紙1記載の使用例1及び2のとおり、本件使用商標1又は2の左側に「杜氏 X」の表示があること（前記1(2)ア(ア)a）に鑑みると、上記ラベルに接した需要者は、「杜氏 X」の表示から原告が杜氏として酒造りをした日本酒であると認識するものと認められるが、そのことは、「杜氏 X」の表示から生じる認識であって、本件使用商標1及び2自体から生じた認識あるいは誤認であるということとはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

解 説

1 出所の混同について

原告は、農口尚彦の名の杜氏であり、ウィキペディアによると、我が国でもっとも著名な杜氏のようなようです。また、「農口」（のぐち）は非常に珍しい姓です。そうであれば、「農口」「農口尚彦研究所」と本件使用商標1及び本件使用商標2の「農口」は類似商標と認めても良いと思います。しかるに、本件審決も判決も、「農口尚彦研究所」は原告の業務に係る商品「日本酒」を表示するものとして、需要者の間で広く認識されていたものと認められないとしています。「農口」「農口尚彦研究所」は杜氏の名称として著名だから日本酒の愛好家の間では知名度が高かったが、日本酒の一般消費者は杜氏の名称までは注意を払わないから、日本酒の消費者の間では広く知られてはいなかったとしています。その結果、本件使用商標1及び2と引用商標が類似するものと認められないとしています。

2 品質誤認について

次に判決は、商標法51条1項にいう「商品の品質」には、商品が日本酒（清酒）の場合、原料、製造方法等の違いによって分類される特定名称や特定の杜氏が関与して製造された商品であることを含むとしています。そして、本件使用商標1及び2の「農口」の左側には「杜氏 農口尚彦」と記載されていま

した。したがって、本件使用商標 1 及び 2 は原告が関与して製造された日本酒であると品質を誤認させると思いますが、判決は、そのような誤認は「杜氏 農口尚彦」の記載から生じるものであって、本件使用商標 1 及び 2 から生じるものではないなどと言っています。

3 以上の次第ですから、判決文だけを読むと本件判決は実に不当な判決であるように感じられます。しかし、本件の被告は農口酒造株式会社であって、約 10 年の休蔵後、原告を初代杜氏に迎えて復活した酒蔵であり、本件商標は原告が杜氏の頃に出願し、原告が杜氏の頃から使用していた商標です。また、原告が杜氏の頃から「杜氏 農口尚彦」と表示していました。原告は農口酒造株式会社を退職後に株式会社農口尚彦研究所を設立して酒造りを続行しましたが、かかる事情からすると、本件審決及び判決を一概に不当とも言えません。